



よくわかる国保のしくみ

No.1

平成20年4月から老人保健制度に代わり新たに 「後期高齢者医療制度」がはじまります。

平成20年4月から、75歳(一定の障害がある方は65歳)以上を対象とした、新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。この制度開始により、現在の国民健康保険等の医療保険制度から新たな「後期高齢者医療保険制度」によって医療を受けることになり、都道府県単位で設立された鹿児島県の全市町村が加入する「広域連合」が運営主体となります。

● 広域連合と市町村の役割は

鹿児島県後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。

〈広域連合の役割〉

- 被保険者の資格管理業務
- 保険料の決定
- 医療を受けたときの給付

〈市町村の役割〉

- 申請や届出の受付窓口業務
- 保険料に係る通知・徴収事務
- 被保険者証の引渡し業務

※手続き等の受け付けはこれまでどおり市町村の窓口となります。



● 対象となる人は

75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方が対象となります。

● 保険証はどうなるの

これまででは、お医者さんにかかる時は、被保険者証と老人医療受給者証の2種類が必要でしたが、新しい被保険者証が1人に1枚交付されます。

これまで

被保険者証

+

老人医療
受給者証

⇒ 平成20年4月からは

後期高齢者
被保険者証

(各健康保険)

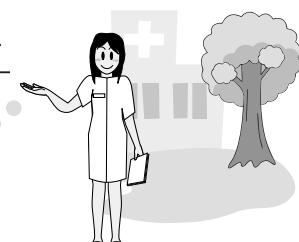
● 保険料は

保険料は原則として年金からの天引きとなり、後期高齢者全員が納めることになります。これまで保険料の負担のなかつた社会保険等の被扶養者であった方も、保険料を納めることになります。

これまでの医療保険の保険料(税)は納める必要はなくなり、広域連合が決定する保険料を納めることになります。(低所得者等については軽減措置があります。)

保険料の金額等につきましては、まだ確定していませんので、詳細が決まりましたらお知らせします。

医療費の自己負担割合は
変わりません!



【お問い合わせ先】 役場住民課国民健康保険係 TEL 476-1111 (内線128)